

区職員及び教育関係者からの主な意見について

区職員及び教育関係者からの意見について、以下に主な意見の趣旨を掲載した。

1 条例について

- (1) 子どもの命を守るため、条例を制定することは良いことだと思う。
(公立保育園職員)
- (2) 第10条の保護者の役割において、親としての責任はもちろんのこと、関係機関などの協力や支援が受けられることについて明記されているのが良い。
(公立保育園職員)
- (3) 子どもの権利を大切にす自治体として、内外に対する表明になり、とても良いと思う。
(総合教育センター職員)
- (4) 第5条第1号から第6号までの中に、性的虐待の項目がないのはなぜか。
(児童相談所開設準備室職員)
- (5) 第18条及び第19条は、子育てを取り巻く環境において考慮することや連携することを明記しているため、「切れ目のない子ども・子育て支援」と追記してはどうか。
(公立保育園職員)
- (6) 「保護者」「区民等」「育ち学ぶ施設」と同じことを繰り返しているため、まとめることはできないか。
(小学校教員)

2 今後の課題について

- (1) 条例制定後、実際の現場・関係機関の大人が、どのように行動に移していくのが大事だと思う。
(総合教育センター職員)
- (2) 条例ができて、大人の意識改革がなければ、何も変わらないと思う。条例制定を機会に、子どもを本気で守る社会に変わっていくことを望む。
(公立保育園職員)
- (3) 小中学生が利用できる施設が減り、制限も多く、小中学生の視点で考えると窮屈になっていく印象を受ける。条例と実際の区の対応や施策が、同じ方向を向いているか疑問である。
(児童相談所開設準備室職員)
- (4) 条例の実現のためには、現場において人員が必要であることが多いと思う。
(小学校教員)

3 広報及び啓発について

- (1) 条例の内容が区全体に浸透し、行動できるようになるまでには時間がかかると思う。そのためにも、広報や啓発が欠かせないと思う。
(公立保育園職員)
- (2) 子どもには理解が難しい内容があるため、分かりやすい資料などがあると良い。
(中学校教員)
- (3) 未就学の子どもに対しては、伝え方などに工夫が必要だと思った。
(公立保育園職員)
- (4) 今後は、それぞれの立場（子ども、保護者、区民、地域等）にどのように内容や意味を伝えていくかが大事であり、形だけとならない取組が必要だと感じた。
(公立保育園職員)
- (5) LD（学習障害）のある子どもでも読むことができるよう、広報時には、ユニバーサルデザインフォントを使用してほしい。
(総合教育センター職員)

4 日頃の業務における子どもの権利について

- (1) 日頃、小学生と接している中で、環境の大切さを強く感じる。子どもの権利を守りながら、程良い距離で見守っていききたい。
(子ども未来プラザ・児童館職員)
- (2) 虐待などが増えていく中、親の権利の方が優先されているように感じる。
(公立保育園職員)
- (3) 子どもや保護者との関わりの中で、小さなことでも気付き、救いの手を差し伸べられるよう、日々、子どもや取り巻く環境をよく見て対応していきたい。
(子ども未来プラザ・児童館職員)
- (4) 子どもたちの未来を考えると、乳幼児の育ちの大切さを感じる。
(公立保育園職員)
- (5) 子どもの参加する権利は、日本で無視されていることが多く、大人が子どもを指導する、という名目で子どもの意見表明権が守られていないように感じる。
(総合教育センター職員)